

株式会社スパイク

有料職業紹介事業 紹介料規定

平成 26 年 2 月 1 日

(1) 紹介料（税別）

採用された者の年収額の 30%とする。

(2) 年収額算定法

年収額には月額給与の他に賞与、諸手当またはこれと同等の性格をもつ加給を含む。

年棒制の場合は年棒額を適用する。